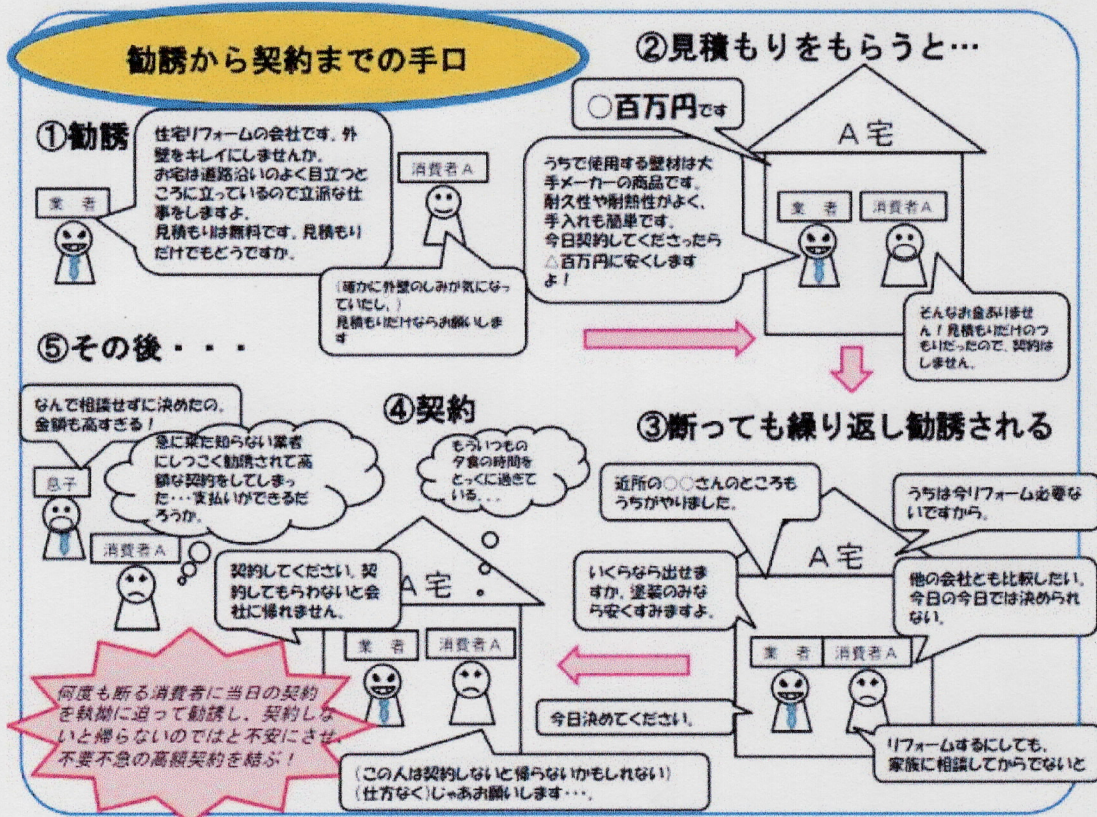


推奨できない業者（いわゆる「悪徳業者」と称される者）の特徴

- 訪問販売で「格安モニター（お試し）価格」を提示してくる
- 執拗（しつよう）に無料点検を催促する
- 室内外の故障箇所（修繕が必要な部分）を勝手に指摘してくる
- 名の知れたメーカーの製品の使用を執拗にアピールする
- オリジナルの塗料（その多くは通常より高価）を勧める
- 今修理しないと大変なことになると伝える（事実と異なる）
- 近所でも作業をしていることを伝える（嘘の可能性あり）
- 期日を設け契約を迫ってくる（「今ならお得」をことさら強調）

上記に当てはまることがイコール悪徳業者に当てはまるわけでは必ずしもありませんが、複数の項目に合致している場合は警戒しましょう。そして安易に契約をしないこと。

仮に契約しても、契約日から8日間は契約解除を一方的に進めても何ら問題ありません（クーリングオフの権利が消費者に付与）。仮に契約後のクーリングオフ期間を経過しても、場合によって契約解除の道はありますので、一人で悩まず、消費生活センター（ホットライン＝局番なしの「188（いやや）」）、あるいは「住まいるダイヤル」に電話《番号は別紙チラシ2頁目下段を参照》してみましょう。



屋根工事の点検商法トラブルに関する国民生活センター発信の注意喚起資料（トラブル防止の資料2種類とポスターの計3本）も添付しますので、是非ご一読ください。